

【赤枝六本木診療所院長 赤枝恒夫院長への質疑】

○小林委員 本日は貴重なご意見、大変にありがとうございます。大変にお心の伝わってくるご意見でございましたが、私の方からは、端的に二点ほどお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

先ほど先生の方からも性教育ということのお話ございましたけれども、やはりこの性教育というのは本当に生命の尊厳にかかわる大切な問題でありますので、大変に重要な問題点、また教育ということを中心していかなければならないなというふうに私も感じておるところでございます。

日本のある教育者の方が、この性教育ということについて、性教育においては人間としての道徳心を高め、恋愛、結婚、出産という性道徳のあり方が明示されることが必要だと思うのです、人間の性行為には人間らしい愛情の交流が必要不可欠であり、それこそが根本であることを教えるべきでしょうというふうに述べておられました。

赤枝先生からごらんになりまして、子どもの性的判断能力また道徳心、これを十分に備えていくための現在の家庭や学校での性教育は、どのように取り組んでいくべきかというご見解をお伺いしたいと思います。

○赤枝参考人 これは私も随分悩んでいろんなことを考えました。最終的に、小学校で性行為を見せる、これはもう絶対あってはならないことです。性教育と性交教育とあるわけですが、どこかから性交も教えなければいけない時代が来るわけですが、これは中学校からでいいと思っています。だけど、小学校は絶対いけない。

何で小学校はいけないのかというと、やっぱり小学校は、教え方もあるんですけども、個人個人の知識の差が本当に大きくて、本当に援交している子もいれば、まだセックスなんか関係なく、はなを垂らしている子もいる中で、セックスはこうだよということを教えることは絶対あってはならない。もう個人差のレベルが大き過ぎて、本当にトラウマになったり、性に対する考え方に偏見を持ったりとかいうことになるので、それはいけないと思います。

だから、小学校のときに何をやるかという、やっぱり今いったような、小林委員が申されたような、お互いの性の大切さというのもあるんですけども、一番簡単にいえば、僕は、男の子たちに、小学校の子どもたちにいっているのは、女の子ってすごいよねと。男の子も女の子から生まれたんだよという、不思議な顔をして納得していますよ。男の子は女の子から生まれたんだよ、女の子ってすごいよね、子宮があるって。男の子にないんだよ。子宮があって、その子宮で二百八十日間、男の子を育ててきたんだよ、お母さんは育ててきたんだよ。だから子宮というのはいつも清潔にしなきゃいけないんだよ、ばい菌が入ったら赤ちゃん死んじゃうよねと。子宮の大事さ、女の子の偉大さ、これを教えておけば今みたいに――女の子とやるために、何でも、酒でも飲ませる、どこでもデートも誘う、もう、やりまくるということに今なっていて、今の男の子が女の子を選ぶ基準というのは、昔は、聡明でスタイルがよくて顔がよくてと、今は違います。ブスだろ

うが何だろうが、巨乳でやらせてくれればいいという、もう価値観が変わってきていますから。もうそういうふうに、女の子がどっちかという性と性の道具みたいになっちゃっているんですね、今。

どうしてそうなったかという、小学校のときに余りにもいわなさ過ぎたんですね。性の道徳的なことをいわなさ過ぎた。僕は、せめてどうやっていうかという、やはり女の子の大切さを教え込んでいくと。

偉大だよ、女の子って偉大だよ、女の子は、自分の性器っておまたにあるんだけど、きれいにしようねと。不潔なものが入らないようにしようねとって、ひたすらそれさえ教えておけば、女の子は尊敬されて、ずうっと中学校、ずうっと行けるんですよ。その教育が足りなかったなと思いますね。

○小林委員 ありがとうございます。

私も、今、先生のおっしゃった女性の偉大さを教えていくということ、これは本当に全く同感で、大事なことであるなというふうに思っております。

最後になりますけれども、本当に、次代の宝である青少年を何としても守っていく、絶対に傷つけてはならないというこの一点において、今、私どもも議論をしているわけですが、そのような中、先生、今ご尽力されているこの性教育という部分、そしてまた民間事業者等も自主的な区分陳列等も進めている中でありまして、本当にいろんな各方面の部分が、やはり一体的に青少年を守っていくための努力をしていかなければなりませんけれども、その中であって、この行政という点、行政という部分が果たすべき役割ということ、これを先生はどのようにお考えか、最後にお伺いしたいと思います。

○赤枝参考人 これは私がいえる問題じゃないのかもしれませんが、やっぱり規則というものは、おのずから、性に関しても、性の自己決定権も含めて、規則がないと子どもたちはわからないということです。本当に、小学校、中学校で性のことは全く教えていません。家庭で教えればいいじゃないか、性は家庭で教える、何となく覚えるものだよと。これはとんでもない話で、これだけ間違った情報が多いと、そんな、自分でそういう勉強にはならないわけだし、自宅でも、僕のご父兄にいろんな話を聞く機会がありますけれども、それはできないわよと。子どもに、ちょっとヒロシ、座りなさい、性はねと。そんなことはやっぱり家ではできないから、お母さんは、学校で、というわけです。

学校でも、いろんな七生の事件もあったりして、やっぱり過激な性教育というので、びびっているところもあるんですね。

それから、性の問題は単語がひとり歩きすると、非常に怖いことなんですよ。学校で、例えば、フェラチオという言葉一つにしても膣外射精ということにしても、そういう言葉が一つ子どもの口から親に伝わった場合は、物すごい反応をしますよ、親は。そんなことを学校で教えたのと。

どこへ行くかという、教育委員会へ行きますね。ほとんど皆さんを通じて、議員さんを通じて教育委員会へ行きますから、教育委員長という非常に立場が弱くて、議員さんからいわれたらもう何もいえないんですね。だから、現場の学校の先生にいます。そういうこといわないでくださいって。結局、その先生はいえなくなっているという現実で、学

校の先生もいえない、家庭でもいえない。家庭じゃ学校の先生に任せつつもりだけれども、学校の先生はいえない。それが現実で、もうそれはひどいものですね、今はね。

うちの子に限って大丈夫という子が、一生懸命、援交していますからね。その子は二人つるんで、夜九時の門限守っていますから。その子は、親戚の子が来るたびに、何とかちゃん、いらっしやい、おばちゃんが来たからあいさつしなさいって、それで、うちの子は本当によかったわ、もう今、世間じゃいろんなこといわれているけれども、うちの子はまじめでよかったわって、それを聞くたびに子どもは切れそうになって、もう本当のことってやりたい、私はこうやって援交しているのよってってやりたいというぐらいに、親は知りません。

だから、親は知らない。もう学校の先生は大体知っていますけれども、まず親は知りませんね。だからやっぱり法律。法律をぜひ、規制する何かを、ここから先はいけないんだよみたいな、ここから先はおぼれちゃうよみたいな綱を張ってほしいなというふうに思いますね。

【首都大学東京法科大学院 前田雅英教授への質疑】

○**小林委員** 本日はお忙しい中、本当にありがとうございます。

何点かお伺いしたい点を用意しておりましたけれども、先ほどの先生のお話を伺いまして、一点のみお聞きさせていただきたいというふうに思います。

一番最初に先生が冒頭に申されました、なぜ誤解が生じたのかという点でございますけれども、先ほど先生もご指摘されていたように、条例の条文自体がなかなか素人の方には難しいと。確かに私が読んでもなかなか難しい状況がある中で、さまざま誤解が生じているのも事実であるというふうに思います。

私のところにも、メールやお手紙等で、明らかに誤解に基づいたご意見というものもたくさん寄せられておりました。

そういう中で、先ほど参考人でいらっしやっていた宮台先生が、法理学の基本原則は、憲法は立法意思がすべて、法律は条文がすべてというふうにおっしゃってございまして、そもそも条例の中で解釈の誤解が生じるような可能性があるということは、官僚による裁量行政の余地を意味するというふうにご指摘をされておりました。

我々も、さまざま誤解があるという中で、この総務委員会の中でも議論を重ね、そしてまた、東京都の方も質問回答集という形でさまざま対応してきたわけでございますけれども、その東京都の質問回答集も、基本的には無意味であるというふうに宮台先生はおっしゃってございました。

そういう中で、先ほど宮台先生がご指摘をされていた、誤解を生じる可能性があるということは、官僚による裁量行政の余地を意味するという点。確かに私のところにいただくご意見の中でも、最初はよくてもどんだんどんどん解釈が拡大していった大変なことになるのではないかとというようなご意見もたくさんございましたけれども、この点に関して先生はどのようにお考えか、ちょっと詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

○**前田参考人** ありがとうございます。

法律の専門家としていわせていただくと、そんな、全部、裁量の余地のない法律なんかつくれっこないです。それは素人の考えです、はっきりいわせてもらおうと。それは非常に奇異な議論です。あらゆる条文というのは解釈の余地はある。だから、我々法解釈学は飯が食えるんです。

そのときに、民意から離れたような、それから立法の趣旨から明らかに離れたような解釈にならないようにしなければいけない。それは、議会の力、それからその後の運用する公務員の力とか、全部トータルな問題だと思います。先ほど、いわゆるガイドラインをつくってどうやっていくかというようなこともそうなんですが、それは人間がやることですから、どうなるかわからない。ただ、法律を文言の力だけで縛って永遠にコントロールできるということはありませんし、法律であっても時間がたてば、社会の実情に合わせて、国民の常識に合わせて、概念が動くということは幾らでもあります。

問題は、その動いたことが、国民の利益、それから国民の意思に反するかどうかとか、距離が余りにも生ずるかかどうかということなんです。それをきっちりやる仕事が、一つはやっぱり法律家の仕事です。法解釈を行うというのはそういうことで、国民の常識にのっかって判断するということです。

それはもう信用できないから、がんじがらめにして、自動販売機でこのボタンを押せばこのたばこが出るというような関係のものを全部つくっておかないと規制できないというのは、これは不可能です。

もちろん、言葉が不明確にならないように、できる限り明確なものに担保するということが大事です。ただ、逆に、明確にするということによって絞り過ぎますと、今度は何のために立法するかという立法目的がかなわなくなる。そのバランスをどうとるかが、やっぱりまさにプロとしての立法府のお仕事なんですね。

そのバランス、今までの先例を踏まえながら、この程度の不明確なものまではやれると思って出して、最後、今度は最高裁で、これは違憲である、違憲でないというチェックが入るわけです。そういうものを回しながら動態として出てくるのが法律なんです。条文としての法律だけが法律ではない。

その中で、今回のものは、先ほど申し上げましたように、目的も都民の意思からそんなに離れるものではないし、明確性の程度も合理的な範囲内であり、その意味で、やはりもうこの段階まで来たら、なるべく早く動かしていただくとするのが合理的なのではないかと。

ただ、マスコミの方々にもお願いしたいのは、やっぱり常にこのくらいの関心を持ってきっちりいろんなことについてチェックをすると。これも、ですから法律を適正なものにするという意味では非常に大きな力なんです。もしほうっておかれれば、それは乱用するというようなことが出てくる余地が大きくなるということです。

初めのときに言葉だけで絞り込んで、後のものをすべて担保しようというのは無理です。